

## ○姫路市男女共同参画推進条例

平成 28 年 2 月 22 日

条例第 1 号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれた我が国の基本原則である。

この原則に基づき、国においては、これまで法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。

本市においても、こうした国の動向や平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成 13 年に姫路市男女共同参画プランを策定するとともに、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」を開設し、男女平等に関する意識啓発や女性の社会への参画促進などに向けた男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきた。

一方、昨今の少子高齢化の進行、社会経済情勢の急速な変化、地域社会や家族形態の変容、市民意識の多様化などに対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、より一層、男女共同参画を推進することが必要となっている。

しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会通念や慣行は根強く、また、現状では、政策、方針等の決定過程における男女の参画状況にも偏りがあり、更には、女性に対する暴力や性別に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が解決されずに残されている。

これらの認識の下に、世界文化遺産・国宝姫路城を誇り、豊かな自然環境、多くの伝統文化を継承しながら発展を遂げてきた「ふるさと・ひめじ」が、更に内外に開かれ、あらゆる者が個人として尊重される、時代にふさわしい都市としての成長を持続していくため、ここに、全ての者が協働して、社会のあら

ゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う団体をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び市民団体をいう。
- (7) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
  - (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
  - (3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
  - (4) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
  - (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。
  - (6) 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。
  - (7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。
  - (8) 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。
- (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。

4 市は、事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(姫路市男女共同参画プラン)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を定めるものとする。

2 市長は、プランを定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会(第 21 条第 1 項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、プランを定めたときは、速やかに公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、プランの変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 13 条 市は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(附属機関等における構成員の男女の比率)

第 14 条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の 10 分の 4 以上となるよう努めるものとする。

(情報収集等)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第 16 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進のため、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(苦情等の申出への対応)

第 18 条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応するものとする。

2 市は、前項の申出に対応するに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があった場合には、関係機関と連携して、当該相談に適切に対応するよう努めるものとする。

(年次報告)

第 19 条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第 20 条 市は、姫路市男女共同参画推進センター(姫路市男女共同参画推進センター条例(平成 13 年姫路市条例第 4 号)第 1 条の規定に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるための措置を講じ、及び市民等の自主的な取組を支援するための拠点施設とする。

(姫路市男女共同参画審議会)

第 21 条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として姫路市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画として定められている姫路市男女共同参画プラン 2022(平成 25 年 3 月策定)は、第 11 条の規定により定められたプランとみなす。
- 3 〔略〕